

「公共用地 標準地比準評価法の実務」正誤表

大成出版社

本書につきまして、下記のとおり誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
6	「(2)「当該物件がないもの」(更地)とは」中右段上から6～9行目	<u>例外として、起業者が土地とともにその土地の上にある建物等を取得する必要がある場合には、土地と建物等を一体として評価する必要があります、その際は、建付減価を考慮することになる。また、</u>	この更地評価の考え方は、土地の取得に伴い物件を移転する場合のみならず、土地及び物件を同時に取得する場合においても適用される。これは、平成14年に土地収用法第88条の2の細目等を定める政令が制定された際に、取得する土地及び建物と同種同等の土地及び建物を新たに取得することは著しく困難であることから、一般損失補償要綱並びに用対連基準の「当該土地に移転すべき建物その他の物件があるときは、当該物件がないものとして」の条文から、「移転すべき」の文言が削除された。 なお、

2018.8.10現在

尚、今後正誤が発生した場合は、弊社HPのサポート(下記)で最新の正誤(PDF)をアップいたします。

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/support/>